

龍郷町家庭学習用モバイルWi-Fiルーター貸出要領

令和4年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、児童及び生徒（以下「児童等」という。）の家庭学習を進めるに当たり、龍郷町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に在籍し、自宅でインターネット環境のない児童等に対し、オンラインを活用した家庭学習をするためのモバイルWi-Fiルーター（以下「ルーター」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定め、もって児童等の家庭学習の支援を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 貸出しの対象者は、次のとおりとする。

- (1) 学校に在籍し、家庭にインターネット環境が整備されていない児童等
- (2) 故障等の影響により、一時的に家庭の通信環境が不自由な家庭の児童等
- (3) その他、龍郷町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めた家庭の児童等

(貸出台数)

第3条 ルーターの貸出しは、児童等1名に対し、1台とする。ただし、教育委員会が、同一世帯の複数の児童等での利用が適当であると認めるときは、同一の世帯に属する児童等複数名に対し、1台を貸し出すものとする。

(貸出しの申込み)

第4条 ルーターの貸出しの申込みをすることができる者は、第2条に掲げる児童等の保護者（以下「保護者」という。）とする。

- 2 ルーターの貸出しを受けようとする保護者は、龍郷町家庭学習用モバイルWi-Fiルーター貸出申請書（別記第1号様式）により教育委員会に申し込まなければならない。

(許可)

第5条 教育委員会は、前条第2項の申込みを受けたときは、その申込内容を審査し、適当と認めるときは、教育委員会が定める貸出台数の範囲内においてルーターの貸出しの必要性が高いと認められる児童等を優先的に、貸出しを許可するものとする。

- 2 貸出しの許可及び却下については、龍郷町家庭学習用モバイルWi-Fiルーター貸出（許可・却下）通知書（別記第2号様式）により、保護者に通知するものとする。

(決定の取消し等)

第6条 教育委員会は、前条の規定による貸出しの許可を受けた保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、龍郷町家庭学習用モバイルWi-Fiルーター返却命令通知書(別記第3号様式)により貸出しの許可を取消し、ルーターを返却させることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により貸出しの許可を受けたとき。

(2) この要領に違反したとき。

(貸出期間)

第7条 貸出期間は、第5条の規定による貸出しの許可を受けた日から、原則、当該年度末までとするが、児童又は生徒の保護者より申し入れがなければ自動的に貸与期間を延長することとし、中学校の最終学年年度末までを限度とする。

(費用)

第8条 ルーターの貸出しに係る費用は、無償とする。

2 ルーターの通信契約は保護者が行い、使用に係る電気料及び通信料は、保護者が負担するものとする

(禁止事項)

第9条 ルーターを処分、転貸、又は譲渡してはならない。

(保護者の責任)

第10条 ルーターの維持管理は、保護者の責任において行わなければならない。

2 保護者は、児童等が第2条各号のいずれにも該当しなくなったときは、速やかに教育委員会にルーターを返却しなければならない。

3 保護者は、貸出期間中、児童等がルーターを破損し、汚損し、又は紛失したときは、保護者の負担において原状に回復し、又は現品をもって弁償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(付属品の扱い)

第11条 ルーターに付属するバッテリー及びACアダプタ等の取扱いについては、本要領の規定を準用する。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、ルーターの貸出しに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。